

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年5月15日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.  
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)  
S.A.)

【代表者の役職氏名】 デュプティ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 小林 央明

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通  
り 287 - 289番  
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of  
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健  
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健  
同 大西 信治  
同 大田 友羽佳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
MUGC GSケイマン・ファンド -  
GS オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド  
(MUGC GS Cayman Fund -  
GS Australia Hybrid Securities Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
米ドルクラス受益証券：  
30億米ドル(約3,269億円)を上限とする。  
豪ドルクラス受益証券：  
30億豪ドル(約2,369億円)を上限とする。  
円クラス(為替ヘッジあり)受益証券：  
3,000億円を上限とする。  
米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券：  
30億米ドル(約3,269億円)を上限とする。

(注1) 各クラスは、それぞれの名称に含まれる通貨をクラス通貨(以下「クラス通貨」という。)とするが、表示通貨については、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券については米ドル、豪ドルクラス受益証券については豪ドル、円クラス(為替ヘッジあり)受益証券については日本円(以下、個別にまたは総称して「表示通貨」という。)とする。

(注2) 特段の記載がない限り、各外国通貨の円貨換算は、2019年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=108.96円および1豪ドル=78.96円による。以下同じ。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年3月29日に提出した有価証券届出書の「その他の関係法人の概況」に関して、日本における販売会社が新たに加わりましたので、関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正箇所および訂正事項】

(注) 下線部\_\_\_\_\_は訂正箇所を示します。

### 第三部 特別情報

#### 第2 その他の関係法人の概況

##### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(10) S M B C 日興証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2019年1月末日現在、100億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C 日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

<訂正後>

(前略)

(10) S M B C 日興証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2019年1月末日現在、100億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C 日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(11) 株式会社 S M B C 信託銀行(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2019年3月末日現在、875億5,000万円

(ロ) 事業の内容

株式会社 S M B C 信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務および併営業を営んでいる。

## 2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

- (10) S M B C 日興証券株式会社(「日本における販売会社」)  
ファンド証券の日本における販売および買戻しの取扱いを行う。

<訂正後>

(前略)

- (10) S M B C 日興証券株式会社(「日本における販売会社」)  
ファンド証券の日本における販売および買戻しの取扱いを行う。

- (11) 株式会社S M B C 信託銀行(「日本における販売会社」)  
ファンド証券の日本における販売および買戻しの取扱いを行う。